

新規事業採択時評価結果（令和3年度新規事業化箇所）

担当課：道路局環境安全・防災課
担当課長名：荒瀬 美和

事業の概要

事業名	地域高規格道路 福井港丸岡インター連絡道路 主要地方道 丸岡川西線 II 期区間	事業区分	地方道	事業主体	福井県
起終点	自：福井県坂井市春江町西長田 至：福井県坂井市坂井町福島	延長	2.8 km		
事業概要	福井港丸岡インター連絡道路は、福井港を起点とし北陸自動車道丸岡ICに至る延長約20kmの地域高規格道路である。広域交流拠点である「福井港」および県下最大の工業団地である「テクノポート福井」と北陸自動車道丸岡ICとのアクセスを強化することにより、地域産業の活性化を図るとともに、国家石油備蓄基地が立地し災害時の活動拠点となる「福井港」と北陸自動車道との連絡を強化することにより、緊急物資輸送における生命線となるなど大きな効果が期待されている。				
事業の目的、必要性	<ul style="list-style-type: none"> 福井港及びテクノポート福井と北陸自動車道丸岡ICとのアクセス強化により、地域産業を活性化 第一次緊急輸送道路の機能強化により、大規模災害時の緊急物資輸送を確保 現道交通の転換により、交通渋滞が緩和 				
全体事業費	9.6 億円	計画交通量	約 11,800 台/日		
事業概要図					

関係する地方公共団体等の意見
地元坂井市より早期整備の要望を受けている。
福井港・丸岡インター連絡道路整備促進協議会から早期整備の要望を受けている。

学識者等の第三者委員会の意見
—

事業採択の前提条件
費用対便益：便益が費用を上回っている。
地元自治体等から早期整備の要望を受けており、都市計画決定も完了しているなど、円滑な事業執行の環境が整っている。

事業評価結果

費用対便益	B/C	1.4	総費用：7.9億円 （事業費：7.7億円 維持管理費：2.7億円）	総便益：10.8億円 （走行時間短縮便益：10.5億円 走行経費減少便益：1.5億円 交通事故減少便益：1.6億円）	基準年 令和2年	
	感度分析の結果	交通量変動	B/C=1.5 (交通量 +10%)	B/C=1.3 (交通量 -10%)		
		事業費変動	B/C=1.2 (事業費 +10%)	B/C=1.5 (事業費 -10%)		
		事業期間変動	B/C=1.3 (事業期間 +10%)	B/C=1.4 (事業期間 -10%)		
事業の影響	評価項目	評価	根拠			
	自動車や歩行者への影響	渋滞対策	◎	<ul style="list-style-type: none"> 現道交通の転換により、交通渋滞が緩和 【交通渋滞の緩和】 主要渋滞箇所 1箇所（H25.1公表） 渋滞長 L=360m 		
		事故対策	○	<ul style="list-style-type: none"> 線形不良区間や幅員狭小区間の回避により、交通事故が減少 		
		歩行空間	○	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の整備により、安全な歩行空間を確保 		
	社会全体への影響	住民生活	○	<ul style="list-style-type: none"> 北陸自動車道へのアクセス向上 		
		地域経済	◎	<ul style="list-style-type: none"> 福井港及びテクノポート福井と北陸自動車道丸岡ICとのアクセス強化により、地域産業を活性化 東尋坊など県下有数の観光地へのアクセス向上による誘客拡大に寄与 		
		災害	◎	<ul style="list-style-type: none"> 第一次緊急輸送道路の機能強化により、大規模災害時の緊急物資輸送を確保 国家石油備蓄基地と北陸自動車道とのアクセス向上 		
環境		—	<ul style="list-style-type: none"> 注目すべき影響はない 			
地域社会	○	<ul style="list-style-type: none"> 福井県嶺北北部地域の道路網のネットワーク強化による交流・連携の促進 				
事業実施環境	○	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年1月都市計画決定済み 福井県長期ビジョンにおいて位置づけあり 坂井市都市計画マスタープランにおいて位置づけあり 				

採択の理由

事業主体である福井県が実施した評価結果に基づけば、費用便益比が1.4と便益が費用を上回っており、事業採択の前提条件が確認できる。
また、当該道路の整備により、交通渋滞の緩和や、日本海側から中京圏への東西方向の物流軸の構築されることによる物流の効率化と地域経済の活性化図られるなど、該事業の整備の必要性、効果は高いものと判断される。
以上により、本事業は、令和3年度新規事業箇所として妥当であると考えられる。

※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。